

第 1 号訪問介護事業

(飛騨市訪問介護相当サービス事業・訪問型サービスA事業（基準緩和型））運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人古城福祉会が開設する古城ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う第 1 号訪問介護事業（飛騨市訪問介護相当サービス事業・訪問型サービスA事業（基準緩和型））（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことのできるよう、心身機能の改善、環境調整等通じて、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組み、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 古城ホームヘルパーステーション古川
所 在 地 飛騨市古川町下気多 9 9 0 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事務所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 古城ホームヘルパーステーション 管理者 1 名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、その業務に支障のない限りにおいて他の業務と兼務することができる。

- (2) 古城ホームヘルパーステーション サービス提供責任者 3 名

サービス提供責任者は、事業所に対する利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、第 1 号訪問介護計画（以下「個別計画」という。）の作成等を行うとともに、自らも事業の提供に当たる。

(3) ① 吉城ホームヘルパーステーション古川

訪問介護員 常勤換算2.5名以上

訪問介護員は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 吉城ホームヘルパーステーション古川

営業日 毎週月曜日から日曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。

営業時間 午前6時00分から午後10時00分までとする。

(2) 電話等により、連絡が可能な体制とし、上記営業日・営業時間外でも別途対応可能とする。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供の開始に際し、予め利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

2 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント（以下「サービス計画」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った事業を提供する。

3 利用者がサービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者・地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行う。

4 事業の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者・地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

5 事業の提供に当たっては、介護予防支援事業者・地域包括支援センターその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するもの、地域包括支援センターとの密接な連携に努める。

6 事業の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者・地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービスを提供するもの、地域包括支援センターと密接な関係に努める。

7 正当な理由なく事業の提供を拒まない。但し、通常の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な事業の提供が困難と認めた場合は、他の事業所の紹介など、必要な措置を講じる。

8 事業の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要支援認定者又は事業対象者であることの確認及び要支援認定の有効期間を確認する。

9 被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、事業を提供する。

10 事業の提供に際し、要支援認定又は基本チェックリストを受けていない利用申込者には、

要支援認定又は基本チェックリストの申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

- 11 介護予防支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要支援認定又は基本チェックリストの更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定又は基本チェックリストの有効期間の満了日の1カ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。
- 12 事業の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（事業の内容）

第7条 事業のサービス内容は次のとおりとする。

- （1）身体介護
 - （2）生活援助
 - （3）通院等乗降介助
- 2 事業の提供に当たっては、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントに基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。但し、訪問型サービスA事業（基準緩和型）については、前項の（2）生活援助のみとする。
 - 3 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 5 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
 - 6 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別計画を作成する。
 - 7 前項の個別計画は、既に介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
 - 8 サービス提供責任者は、第7項の個別計画を作成した際には、利用者またはその家族にその内容を説明する。
 - 9 サービス提供責任者は、個別計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行う。なお第6項から第8項までの規定は、個別計画の変更について準用する。
 - 10 事業の利用に係るサービス提供責任者の責務の内容は次のとおりとする。
 - （1）利用申し込みに係る調整をすること。
 - （2）利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

- (3) サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等介護予防支援事業者・地域包括支援センターとの連携に関すること。
- (4) 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員に対する研修、技術指導を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(利用料その他の費用)

第8条 事業を利用した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割又は3割の額とする。法定代理受領サービスに該当しない訪問介護サービスを提供した場合には、厚生労働大臣が定める額を利用料として受け取る。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 第1項の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 4 事業を提供した際には、当該事業の提供日時及び内容、法的代理受領サービスの額、その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントを記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

(事故発生や緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者への事故、利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、飛騨市古川町、河合町、宮川町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、訪問介護員等の業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用1カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 利用者が、正当な理由なく事業の利用に関する指示に従わずに要支援状態又は事業対象状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、保険者に対して通知する。
- 3 訪問介護員等は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の訪問介護員等であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 4 サービス担当者会議などにおいて、利用者並びに家族に関する情報を開示することがある。
- 5 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- 6 訪問介護員等には身分を証する書類を携行させ、初回利用時又は利用者及びその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。
- 7 介護予防支援事業者・地域包括支援センター又はその訪問介護員等に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。
- 8 提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。
- 9 自ら提供した事業に対して、介護保険法第23条の規定により保険者が行う文書などの提出や提示の求め、当該保険者の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査にも協力する。保険者から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 10 事業に対する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 11 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 12 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠

償を行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

- 13 事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制等の重要事項をみやすい場所に掲示する。
- 14 事業所の会計は、他の会計と明確に区別する。
- 15 訪問介護員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また、利用者に対する事業に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。
- 16 事業所の管理者、訪問介護員等は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、本条第3項の規程に関わらず、市に通報するものとする。
- 17 事業所は、必要に応じて介護サービス情報の公表を行うものとする。
- 18 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。